

2012-B					
拠出金・基金の名称:		コンピュータ機器廃棄物適正管理事業等拠出金			
種 別		イヤーマーク      ノン・イヤーマーク			
拠出先の国際機関名: バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約事務局					
【所管官庁担当局課・室名】: 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 当該任意拠出金は、バーゼル条約締約国会議で採択された決議に基づく、条約全体として有害廃棄物等の環境上適正な管理を実施するための各種活動(コンピュータ機器廃棄物適正管理事業、技術専門家による環境上適正な管理に関するフレームワークの策定、有害廃棄物の不法越境移動防止に向けた対策、有害廃棄物等の環境上適正な管理に関する技術指針作成、電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクト)に対する支援を目的としている。					
最近3年間の我が国支払額及びODA率					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ドル)	外貨2 (千 )	レ ー ト	ODA率 (%)
平成24年度	10,170	-	-	円建て	0
平成23年度	27,367	-	-	円建て	0
平成22年度	34,122	-	-	円建て	0
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】 平成24年度においては、平成23年に開催されたバーゼル条約第10回締約国会議で採択された主要決議の一つである、コンピュータ機器廃棄物適正管理事業および技術専門家による環境上適正な管理に関するフレームワーク策定事業に対して拠出を行った。我が国の拠出により、コンピュータ機器廃棄物の環境上適正な管理に関する技術指針の作成、環境上適正な管理に関するフレームワーク策定が行われ、平成25年4月から5月にかけて開催されたバーゼル条約第11回締約国会議において、当該技術文章が採択されている。なお、技術専門家による環境上適正な管理に関するフレームワーク策定事業に関しては、我が国はリード国として作業を実施し、日本人専門家の技術専門家グループの共同議長への就任、我が国において会議を開催することによって、本プロセスに対して国際的なリーダーシップを示した。バーゼル条約第11回締約国会議においては、我が国の本プロセスに対する国際的な貢献が認められ、今後も同プロセスを継続させ、バーゼル条約全体として有害廃棄物等の環境上適正な管理に関する活動を行うことが決定され、我が国に対しては、引き続き、技術的・資金的な支援を求められている。					